

民間事業者の施設を活用した
市バス営業所の管理委託
提案競技募集要項

令和8年5月

神戸市交通局

目 次

- 1 趣旨
- 2 委託対象エリア
- 3 管理委託の概要
- 4 応募条件
- 5 スケジュール等
- 6 応募にあたっての注意事項

別表1 神戸市が定める参加資格要件

別表2 応募提案書類

別表3 選定方法及び選定基準

事務局（問合せ先）

神戸市兵庫区御崎町1-2-1 御崎Uビル2階
神戸市交通局自動車部市バス経営課経営推進担当 東原、吉田
TEL:078-984-0070 FAX:078-984-0205
電子メールアドレス bus_keiei@city.kobe.lg.jp

1. 趣旨

神戸市交通局(以下「神戸市」という。)は、市民の足として市バスを維持するとともに市バス事業の経営健全化に努めるため、道路運送法及び国土交通省通達に基づき、民間事業者の施設を活用した神戸市バスの管理委託を引き続き行うにあたり、以下のとおり提案競技を実施します。

2. 委託対象エリア

名称
垂水エリア

3. 管理委託の概要

管理委託とは、神戸市が国土交通省から事業許可を受けた路線を保有したまま、受託事業者が市バス車両を使用し、神戸市の運賃制度と運行計画（運行路線、運行回数等）に基づいて、車両の運転・運行管理・営業所管理・整備管理などの業務を行う制度です。

車両の運転等の業務は全て神戸市名義で行い、第三者に対する経営上の責任も神戸市が負いますが、受託事業者の責任により損害が生じた場合は、受託事業者に求償することがあります。なお、乗車料収入等は神戸市に帰属し、神戸市は受託事業者に委託料を支払います。

委託期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（予定）
委託業務	運転業務 運行管理業務 営業所の管理業務（施設管理業務、窓口業務、売上金管理業務等） 事故処理業務 車両清掃業務 車両整備業務・車両整備管理業務 これらに付随する一切の業務 ※車検業務及びエンジン分解整備業務は神戸市が実施
備考	・委託業務の実施にあたり、委託業務開始前及び変更があった度に、次の資料を提出してください。 様式（任意）仕業表 様式4-1 運転士数 様式4-2 運転士の勤務シフト 様式4-3 運行管理者の勤務シフト 様式4-4 整備要員の勤務シフト 様式4-5 車両運用表 様式4-6 運転士の労働条件 ・その他、委託業務のマネジメントに必要な書類の提出を求める場合

	<p>があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者が所有・管理する施設内において、新たに神戸市の営業所を設置し、当該営業所の管理の受委託を行います。当該営業所の管理業務遂行に必要な事務室、休憩室及び車庫のスペースについては神戸市と使用貸借契約等を締結し、必要な備品等については全て受託事業者が用意するものとします。なお、整備工場は受託事業者の整備工場を使用することとし、神戸市の整備工場は設置しません。
--	--

4. 応募条件

応募資格	<p>(1) 道路運送法その他関係法令・通達等に適合した事業者 (別表1参照のこと)</p> <p>※ただし、平成20年2月6日付通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」のうち、3(2)に記載のある「地方公共団体からの要望に基づく申請」を行なうことは想定していない</p> <p>(2) 現に、一般乗合バス路線（高速・定期観光・限定・深夜を除く）を有し、運行している事業者</p> <p>(3) 別表1に定める「神戸市が定める参加資格要件」を満たす事業者</p> <p>(4) 国税（法人税、消費税（地方消費税を含む））、県税、市税等を滞納していない事業者</p> <p>(5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しない事業者</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者が連合して応募することはできません

5. スケジュール（仮日程）等

(1) 全体スケジュール

項目	時期	備考
募集要項配信	令和8年5月29日(金) ～6月12日(金)午後5時	ホームページに掲載
説明会	令和8年6月15日(月)	事前予約制 …下記(3)参照のこと
応募意志確認書の受付	令和8年6月15日(月) ～22日(月)午後5時	電子メール等にて受付
委託業務仕様書配布		提出者に委託業務仕様書を配布

質疑受付	令和8年6月15日(月) ～26日(金)午後5時	質疑をとりまとめ、電子メールで7月6日(月)頃に回答予定
応募提案書類の提出	令和8年7月13日(月) ～24日(金)午後5時	電子メール等にて受付
応募提案書類に関するヒアリング	令和8年8月上旬～中旬 (予定)	予定 決定次第、後日文書で通知
受託候補者の選定 選定結果通知	令和8年9月以降 (予定)	

(2) 募集要項

ホームページにて公表する募集要項の構成は下記のとおりです

名 称	内 容
目次、内容	1 趣旨～6 応募にあたっての注意事項
別紙1	応募意志確認書
別紙2	質疑書
様式1	行政処分履歴
様式2	神戸市交通局契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書
様式2-2	役員名簿
様式3	応募申込書
様式4	事業計画書
様式5	企業概要
様式6	営業所概要
路線図(全市)	神戸市交通局路線図 (参考: 令和8年4月時点)

※全市のバス路線図は下記URLに掲載されています。

<https://kotsu.city.kobe.lg.jp/bus/route-map/>

(3) 説明会

開催日時	令和8年6月15日(月) 午後2時～ (予定)
開催場所	御崎Uビル1階大会議室 (兵庫区御崎町1-2-1)
事前予約制	・参加を希望する事業者は、6月5日(金) 午後5時までに電話 (Tel 078-984-0070) もしくは電子メール (bus_keiei@city.kobe.lg.jp) により、事務局までご連絡ください

(4) 応募意志確認書の受付

受付日時	令和8年6月15日(月)～22日(月) 午後5時
提出方法	電子メール (bus_keiei@city.kobe.lg.jp 宛) にて、送付ください ※証明書については、電子証明書での提出とします。電子証明書による提出ができない場合は電子メールによる写しの提出を可とします。 ※様式2「神戸市交通局契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」は郵送(提出期限内に必着)してください。なお、やむをえず持参する場合には、事前に電話・電子メールのいずれかで事務局に連絡し、事務局が指定する日時にお持ちください。
提出書類	・別紙1「応募意志確認書」 ・様式1「行政処分履歴」 ・様式2「神戸市交通局契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」 ・様式2-2「役員名簿」 ・納税証明書「法人税(国税)」及び「消費税及び地方消費税」 ※本社所在地を管轄する税務署発行の納税証明書その3の3(未納の税額がないことの証明) ※令和8年4月1日以降発行(直近1年分) ※原本1部 ・納税証明書「法人市民税」及び「固定資産税」 (兵庫県内の事業所所在地の市税) ※兵庫県内に事業所がある場合は事業所所在地の市税(神戸市に事業所がある場合は神戸市税) ※令和8年4月1日以降発行、直近1年分 ※原本1部

(5) 委託業務仕様書の配布

配布方法	・応募意思確認書を受け付けた事業者に対して、受付後速やかに、電子メールにて、委託業務仕様書を配布します	
編成	営業所の概要	委託予定系統・運行本数 受託事業者の施設内に設置する施設の概要、車両台数
	委託業務仕様書	1 委託業務～13 その他 整備管理業務等仕様書等(別紙1～5)
	添付資料	ダイヤグラム

(6) 質疑の受付及び回答

質疑受付期間	令和8年6月15日(月)～26日(金) 午後5時 ※受付期間を過ぎた質疑には回答しません。
質疑の様式	別紙2「質疑書」

質疑の受付方法	<ul style="list-style-type: none"> 必ず上記受付期間内に電子メールで事務局に到達するように送付してください。（口頭、電話などによる質疑には応じません） なお、応募意志確認書を提出していない事業者からの質疑には応じません。
質疑への回答	<ul style="list-style-type: none"> 7月6日(月)頃に、応募意志確認書を提出したすべての事業者に対し電子メールで回答する予定です。 なお、質疑の回答をもって、当募集要項の追加または修正とみなします。

(7) 応募提案書類の提出

受付期間	令和8年7月13日(月)～24日(金)午後5時
提出書類	別表2のとおり
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> PDFファイルに変換できる提出書類については、電子メール、インターネットファイルサーバー等を活用して提出してください。 なお、登記事項証明書や印鑑登録証明書、大容量なデータを収納したCD-R等は、郵送（提出期限内に必着）してください。 ※なお、提出書類に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、応募提案書類を受け付けません。受付期間内に必要書類をすべて提出し、必ず応募提案書類の受付を完了してください。

(8) 応募提案書類に関するヒアリング

開催日時	令和8年8月上旬～中旬(予定)
開催場所	後日電子メールでお知らせします
備考	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類について、不明な点等があった場合には対面・電話・メール等で確認を行い、修正を求める場合があります 委託料等は予算の範囲内での措置となります。「年間委託料等の算出」について、協議させていただく場合があります。

(9) 受託候補者の選定

選定期間	令和8年9月以降の予定
選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ア 受託候補者選定検討委員会での審議を踏まえ、受託候補者を選定します。 イ 「別表3選定方法及び選定基準」に基づき審査し、その合計点が最も高い者を受託候補者とします。なお、審査の結果、合計点が最も高い事業者が複数ある場合は、「安全・安定運行」の得点の合計が高い方を受託候補者とします。 ウ 提案内容の合計点（「安全・安定運行」、「経済性」、「サービ

	<p>ス水準」の合計)が6割に満たない場合には、受託候補者とはしません。また、適切に業務を履行することが期待できる受託候補者がいない場合は、該当なしと判断する場合があります。</p> <p>エ 「安全・安定運行」・「経済性」・「サービス水準」については、別表3「評価する内容」欄に記載するいずれかにおいて必要な基準を満たしていないと判断した場合には、受託候補者としません。</p> <p>オ 応募提案書類提出日の直近1年間において悪質な法令違反や社会的影響の大きい事故、事件を起こしている場合、受託候補者としていないことがあります。</p>
選定結果	<ul style="list-style-type: none"> ・応募事業者全員に電子メールと文書で通知するとともに、神戸市ホームページにおいても公表します。 ・なお、選定理由・結果に対する異議等については、一切応じません。

6. 応募にあたっての注意事項

(1) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(2) 期限の厳守、書類提出後の訂正・変更

- ア 申込等にあたっては、期限を厳守して下さい。期限後の受付は一切行いません。
 - イ 応募提案書類を提出し、受付が終了した後の訂正・変更は一切認めません。
- ※必要な場合、別表2以外にも関係資料の追加提出をお願いすることがあります。

(3) 応募提案書類の取扱い

- ア 提案書類は返還しません。
- イ 神戸市は応募のあった事業計画について、応募事業者名、事業計画概要その他応募内容を公開することがあります。

(4) 応募提案に要する費用

- 応募者の負担とします。

(5) 守秘義務

- 当該提案競技に関して知り得た事項及び配布した委託業務仕様書について、提案競技中及びその終了後において、配布を受けた事業者の関係者以外の第三者に開示すること及び書類等を複製し譲渡あるいは貸与することを禁じます。

(6) その他

- ア 応募提案書の年間委託料には、業務の受託に必要な経費をすべて記載してください。(神戸市の指示により新たに生じる経費負担を除き、受託事業者が提出する経費の増額には応じません。)
- イ 応募提案書に年間委託料を記載する際には、消費税及び地方消費税を除いた金額

で記載してください。

- ウ 委託契約は、提案された内容を基に、神戸市と受託候補者との間で協議のうえ、締結します。ただし、協議が整わない場合は、受託候補者を契約の相手方としない場合があります。また、委託契約の締結は、国土交通省への受委託の申請が許可され、さらに令和9年度予算が議会で承認された後になります。令和10年度及び令和11年度の各年度の委託契約についても同様とします。
- エ 運行経路や運行本数等、毎年の業務量は一定ではなく、各年度（契約初年度を含む）の事業計画によって、運行経路・本数・支所等は変更することがあります。この場合、業務量に応じて、提案された単価をベースに委託料が増減することになります。
- オ 対象業務には交通系 IC カード取扱業務を含みますが、交通系 IC カードの取扱いにあたっては、情報資産の取扱いについて必要なセキュリティ基準を満たしている必要があります。ついては、神戸市より受託事業者における情報セキュリティに関する社内規程、管理体制及び教育体制が整備されていること等を確認のうえ、必要な措置を求めることがあります。
- カ 受託事業者が神戸市の信用を著しく失墜させた場合、または神戸市が受託事業者との信頼関係を継続できないと判断した場合は、委託期間中であっても、神戸市は、契約を解除できるものとします。
- キ 今回の提案競技に当たり、談合行為等が判明した場合は、委託契約約款の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。
- ク 神戸市バスの経営状況は非常に厳しいことから、経営改善が急務となっています。この度、受託するにあたり、市バスの乗客増や収入増、また、委託する現行の業務条件（神戸市が指定する路線やダイヤ等）について、さらなる効率的な運営を実現し、経営改善効果が得られる計画があれば、受託開始から1年経過後、積算根拠とともに、具体的に提案してください。提案に要する費用は事業者の負担とします。

なお、以下に類する提案については、様式4「6. 年間委託料等の算出」に含めることとし、本項目の対象外とします。

○経営改善策として、仕様書に定める範囲で事業者の裁量にて実施可能な案
また、利用者の利便を損なう案（例：路線見直し、減便）等も本項目の対象外とします。

提案いただいた内容について、効果の実現可能性を検証のうえ、実施可否、実施の有無や程度、積算方法、実施時期等を神戸市において検討し、採用の可否を決定します。採用された場合は、提案された積算根拠を参考としたうえで、神戸市において実施年度の決算を踏まえ、効果額の積算を行います（積算は実施年度の翌年度）。実際に積算した実施初年度の効果額（上限あり）のうち2分の1を、1回に限り委託料に加算して支払います。（提案内容を実施する場合に要する費用や実績評価について、着手前に協議させていただきます。）

神戸市が定める参加資格要件

応募事業者は、その他神戸市が定める以下の参加資格要件に適合していること。

- 1 受託事業者の労働組合の合意
○受託に関し、受託事業者の労働組合の合意が得られること。(制服の着用、車内マイクの使用などを含む。)
- 2 労働関係法令への適合
○事業者が、「職業安定法」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に違反していないこと。
- 3 輸送の安全
○受託業務上発生する車両事故、その他緊急事態における神戸市及び関係機関との緊急連絡体制及び協力体制を確立できること。
- 4 安全管理規程
○受託事業者が道路運送法第 22 条の 2 に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること又は記載することができること。
※ 1～6 は国土交通省自動車局長通達「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託（高速バス路線に係るものを除く。）について」（平 20. 2. 6 最終改正）に拠る。
- 5 その他
○「神戸市指名停止基準要綱」に定める指名停止の措置要件に該当しないこと。
※ 基準日から応募提案書類の提出までの間に該当した場合は、提案競技に参加できません。
応募提案書類の提出後、受託開始までの間に該当した場合は、受託候補者としての資格を失うことがあります。
(国土交通省自動車局長通達に定める場合を除く。)
○「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に違反していないこと。

別表 2

応募提案書類

(提出期限：令和 8 年 7 月 24 日午後 5 時)

書 類 名	部数	内 容 等
応募申込書	1	様式集 様式 3
事業計画書	1	〃 様式 4
企業概要	1	〃 様式 5
営業所概要	1	〃 様式 6
登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	原本 1 写し可	提出日 3 ヶ月以内に取得したもの
印鑑登録証明書	原本 1	〃
貸借対照表	2	株主総会召集通知添付書類、直近 3 年分
損益計算書	2	〃
営業報告書	2	〃
利益の処分又は損失の処理に関する議案	2	〃
監査報告書	2	〃
有価証券報告書	2	直近 3 年分
キャッシュフロー計算書	2	〃
一般乗合旅客自動車運送事業 要素別原価報告書 (令和 5、6 年度)	1	
税務申告書	2	直近 3 年分 写し可、自社の書類であることを証明できること。
一般乗合旅客自動車運送事業 輸送実績報告書	1	直近 2 年分
情報セキュリティに関する社内規定	1	

※ 基準日 応募提案書類の作成にかかる基準日は令和 8 年 4 月 1 日(水)とします。

※ 様式 1 の会社名義及び印影と印鑑登録証明書及び登記事項証明書を確認し、両者が一致しているものだけを受付します。

選定方法及び選定基準

受託候補者の選定にあたっては、安全・安定運行、経済性、サービス水準、地元企業の4つの観点を中心とする選定基準に基づき、営業所毎に提案内容を審査し、総合評価の上選定します。

項目	評価する内容	配点
安全・安定運行	<ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメントに対する取り組みと実績 ・危機管理体制 ・事業経験 など (※) 	40
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施費用見積額 ・経営の安定性 など 	25
サービス水準	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の実現性 ・市民サービス、顧客満足度等の向上への取り組み ・教育・研修制度 ・苦情等お客様対応の適切性 など 	25
地元企業	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業育成の視点による地元企業への加点 	10

※さらに、現行受託事業者においては、直近の受託期間における実績を評価し、+5点～△5点の範囲で反映させる。

様式集

別紙 1	応募意志確認書
別紙 2	質疑書
様式 1	行政処分履歴
様式 2	神戸市交通局契約等からの 暴力団関係者排除に係る誓約書（元請用）
様式 2 - 2	役員名簿
様式 3	応募申込書
様式 4	事業計画書
様式 5	企業概要
様式 6	営業所概要

※ 提出期限：6月22日(月)午後5時までに持参してください。

民間事業者の施設を活用した神戸市バスの管理委託提案競技

応募意志確認書

令和 年 月 日

神戸市交通事業管理者 あて

応募事業者	所在地	〒
	社名	印
	代表者	印
	担当部課	部署名： 担当者氏名： TEL() - FAX() - E-mail

当社は、「民間事業者の施設を活用した神戸市バスの管理委託提案競技募集要項」の内容を承知のうえ提出いたします。

※ この意志確認書を提出された事業者につきましては、下記の資料をお渡しします。
委託業務仕様書、ダイヤグラム

※ 「社名」欄には、「社印」の押印を、「代表者」欄には、「代表者印」の押印をお願いします。

なお、応募の意志表示をされた後、残念ながら応募を取り消される場合は、速やかに神戸市に文書でご連絡いただくとともに、上記資料をご返却下さるようお願いします。

行政処分履歴

社名： _____

基準日現在

年月日	営業所名	行政処分内容	主な違反条項	違反行為概要

※令和 7 年 4 月 1 日から本様式提出日までの分をご記入ください。

行政処分には、国への報告も含む

神戸市交通局契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（元請用）

契約番号 _____

神戸市交通局委託業者名 _____

令和 年 月 日

神戸市交通事業管理者 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

使用印鑑

私は、神戸市交通局が「神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に基づき、貴局が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約金・損害賠償請求等、貴局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴局の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- 3 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。）又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方（以下、「下請負人等」という。）としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴局の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴局が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結した際、下請負人等に対し神戸市交通事業管理者あて誓約書の提出を求め（一次下請が二次下請と契約を締結した際は、二次下請に対し神戸市交通事業管理者あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。）元請の責任において貴局に対して当該誓約書の提出を行います。

また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴局が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴局に対して提供を行います。
- 5 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む神戸市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名簿について公表を行うことについて承諾します。

民間事業者の施設を活用した神戸市バスの管理委託提案競技

応募申込書

令和 年 月 日

神戸市交通事業管理者 あて

応募事業者	所在地	〒
	社名	印
	代表者	印
	担当部課	部署名： 担当者氏名： TEL() - FAX() - E-mail
応募予定エリア名 ※エリア名をご記入ください。		

当社は、「民間事業者の施設を活用した神戸市バスの管理委託提案競技募集要項」及び質疑回答の内容を承知のうえ、必要書類を添えて応募申込をいたします。

- ※ 「社名」欄には、「社印」の押印を、「代表者」欄には、「代表者印」の押印をお願いします。
- ※ 登記事項証明書及び印鑑登録証明書と社名・代表者名・押印した印影が一致しない限り受付いたしませんので、十分注意してください。
- ※ 提出時には代表者から持参者に対する委任状が必要です。
- ※ 一度受付が終了した申込書を訂正、変更することはできませんのでご注意ください。

事業計画書

目次

1. 基本方針
2. 受託実施体制
 - (1) 営業所設置（営業所・車庫）
 - (2) 業務組織表および配置人員数
 - (3) 運行管理体制
 - (4) 整備管理体制
3. 要員確保計画
4. 事故、緊急時の対応方法及び連絡体制
 - (1) 対応方法
 - (2) 連絡体制
5. 教育・研修体系
 - (1) 年間スケジュール
 - (2) 教育・研修内容
6. 年間委託料等の算出
 - (1) 1年間あたりの委託料（標準額）
 - (2) 新規路線・路線変更・増便等への対応についての考え方
7. 事業輸送実績（令和7年度）
 - (1) 事業概要
 - (2) 輸送実績
8. 受託実績
9. 安全マネジメントに対する取り組み
10. 最近2ヶ年の事故件数及び内容
 - (1) 総事故件数
 - (2) 重大事故発生状況
 - (3) 重大事故の内訳（2ヶ年）
11. その他
 - (1) 顧客満足度の向上に向けた取り組み
 - (2) 新たなサービス提供のための取り組み
 - (3) 経営改善に対する取り組み姿勢
 - (4) 障害者雇用、環境・社会貢献活動等への取り組み

- ※ 作成に当たっては、「募集要項」等の配布資料の内容を踏まえてご記入ください。
- ※ 事業計画書の内容が様式の枠を超えてもかまいませんが、その場合、枠がページをまたがらないようにしてください。なお、各項目における詳細な資料については、できるだけ添付してください（様式自由）。
- ※ ページ数については、事業計画書作成後の確定したページ数を記入してください。

1. 基本方針

2. 受託実施体制

(1) 営業所設置（営業所・車庫）

①場所・面積

②設置方法等（神戸市との契約形態、具体的な事務所・休憩室・車庫の設置等）

③設置する備品等

④営業所の運営について

※営業所（事務所・休憩室）、車庫の図面を提出してください。

※別紙で提出することも可とします。

(4) 整備管理体制

①整備工場の場所（市バスの車両整備をどの整備工場で実施するか）

②整備体制

（道路運送車両法に基づき定めている「日常点検実施要領」についても、別紙で提出してください）

※神戸市の整備工場は設置しませんので、受託事業者の整備工場の体制について記入してください。

※別紙で提出することも可とします。

3. 要員確保計画

管理の受託の実施に必要な運転士や整備士の人材確保の取組について、具体的な内容を記載してください。また、社員の適正な勤務に向け、労働基準法、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守するための取組について、具体的な内容を記載してください。

※別紙で提出することも可とします。

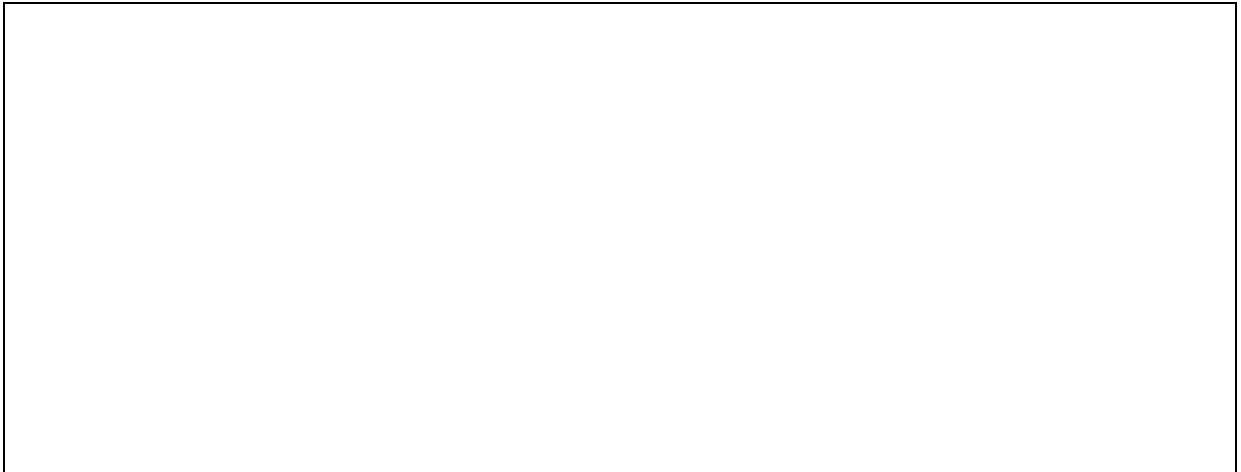
※兼務の有無を明記してください。

4. 事故、緊急時の対応方法及び連絡体制

(1) 対応方法

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to describe the response methods for accidents and emergencies.

(2) 連絡体制

A large, empty rectangular box with a black border, intended for the user to describe the communication system for accidents and emergencies.

※別紙で提出することも可とします。

5. 教育・研修体系

(1) 年間スケジュール

--

※別紙で提出することも可とします。

(2) 教育・研修内容

<p>① 運転技術・事故防止、安全・安定運行観点</p> <p>② お客様サービス向上観点</p> <p>③ その他、従業員の資質向上に係る教育・研修等観点</p>
--

※運転士に対するものは、運転業務を行う可能性のある者（兼務者）も含む。

6. 年間委託料等の算出

(1) 1年間あたりの委託料（標準額）

（税抜き、単位：千円）

項目	算出基礎	算出	算出結果
人件費			
運転士			
運行管理関係者			
整備管理関係者			
その他人件費	内訳は別紙参照	同左	
整備費	内訳は別紙参照	同左	
その他経費	内訳は別紙参照	同左	
一般管理費	内訳は別紙参照	同左	
受託報酬			
合 計			
受託外の臨時増便をする場合の時間当たりの単価			

※算出基礎につきましては、具体的に項目を挙げて記載してください。

※特に、人件費については、職種や雇用契約の別とそれに対する一人当たりの単価が分かるようにしてください。

※算出基礎(例) 運転士(人件費) = (正職員の人数) × (単価) + (嘱託の人数) × (単価)

※兼務の場合は、委託業務に従事する割合を明記した上で、職種毎に当該割合を人件費に乗じて算出してください。

※営業所経費は、営業所の設置や維持管理に関して市からの支出が必要な場合には、具体的項目を挙げて計上してください。(賃貸借、備品、光熱水費等)

※その他経費について、項目を挙げて内訳を記載してください。

※その他、上記項目以外に必要な経費があれば、別途欄を設けて記入してください。

※運転士数、運転士の勤務シフト、運行管理要員の勤務シフト、整備要員の勤務シフト、車両運用表、運転士の労働条件は、別途様式4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、仕業表(様式任意)を用いて提出してください。

※年間走行距離(営業・回送の別、また、その積算も記載してください)(単位：km)

(2) 新規路線・路線変更・増便等への対応についての考え方

--

7. 事業輸送実績(令和7年度)

★注：一般乗合バス路線（高速・定期観光・限定・深夜を除く）の実績を記入する。

(1) 事業概要

内容	全体	うち神戸市内分
事業用自動車数(両)		
従業員数		
路線(キロメートル)		
うち休止路線(キロメートル)		
うち競合路線(キロメートル)		
運行系統数(系統)		

(2) 輸送実績

内容		全体	うち神戸市内分
事業用自動車	延実在車両数(日車)		
	延実動車両数(日車)		
走行キロ(キロメートル)			
	うち実車キロ(キロメートル)		
輸送人員(人)			
営業収入(千円)			
	うち旅客運賃収入(千円)		

8. 受託実績

営業所名及び所在地	委託元事業者名	受託期間	運行系統数	車両数	運転者数
合計					

9. 安全マネジメントに対する取り組み

運輸安全マネジメントに対する取り組み内容と実績について

①安全マネジメントに関する指針、安全情報の公表、指導・監督指針などについて

②上記以外の独自の取り組み（安全管理規程の作成・安全統括管理者の選任を除く）

③運転者に対する指導・監督の内容

（国土交通省が定める「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づいて実施している取り組みや独自に行っている運行管理者や運転者への指導教育内容等、具体的な取り組みを記載してください。）

※別紙で提出することも可とします。

10. 最近2ヶ年の事故件数及び内容（事業者直営分及び受託事業分、それぞれで作成してください）

(1) 総事故件数

項目 \ 年別	令和6年度 (R6.4～R7.3)	令和7年度 (R7.4～R8.3)
総事故件数	件	件
うち有責事故	件	件
人身事故	件	件
内車内事故	件	件
物損事故	件	件

(2) 重大事故発生状況

項目 \ 年別	令和6年度 (R6.4～R7.3)	令和7年度 (R7.4～R8.3)
重大事故件数	件	件
保有車両数	両	両
100台当り重大事故件数	件	件
年間総走行 km	km	Km
10万 km 当り重大事故件数	件	件

注1：「重大事故」とは、自動車事故報告規則に定められた事故をいう。

注2：「保有車両数」とは、年度末現在の保有車両数を記載する。

(3) 重大事故の内訳（2ヶ年）

内訳	件数(件)	死亡(人)	重傷(人)	軽傷(人)
転覆事故				
転落事故				
火災事故				
踏切事故				
死傷事故				
車内事故				
健康状態に起因する事故				
車両故障による事故				
国土交通省が報告を指示				

注3：「重傷」とは、自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号または第3号の傷害を受けた者をいう。

自社の有責事故の判定方法の概要を記載してください。

11. その他

(1) 顧客満足度の向上に向けた取り組み

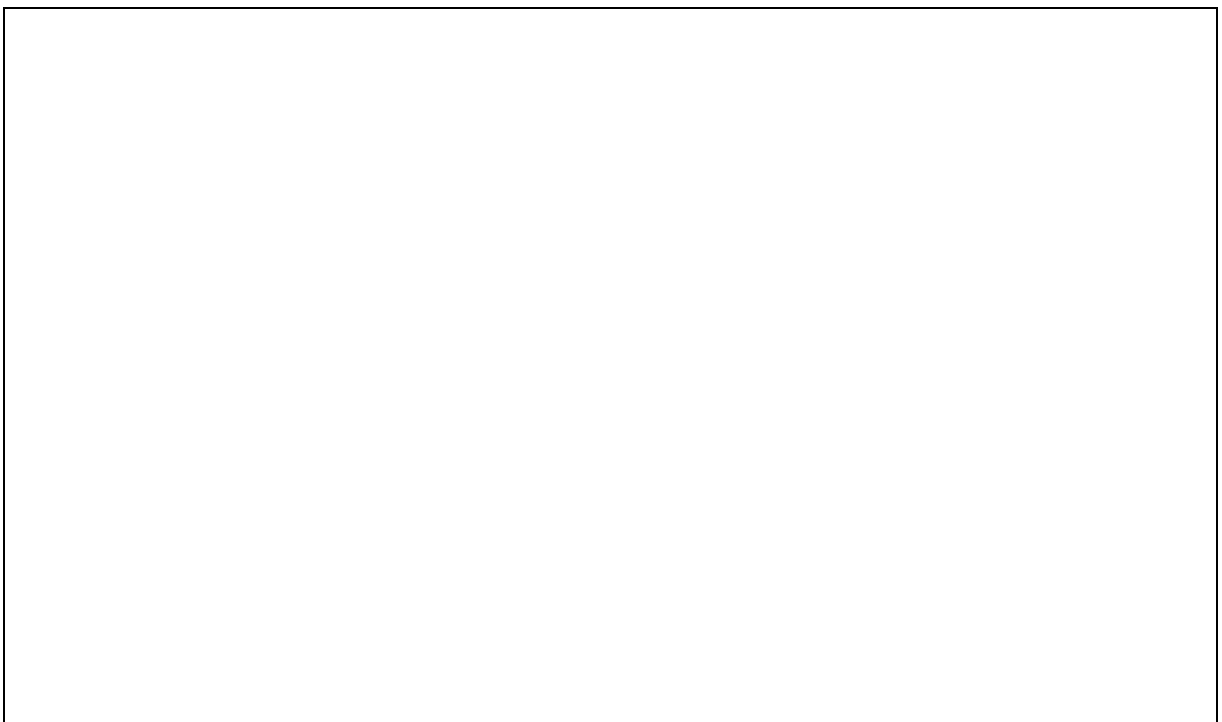
①お客様からの苦情等ご意見への対応

②お客様ご意見対応によるノウハウの蓄積から顧客満足度の向上を目指す取り組み

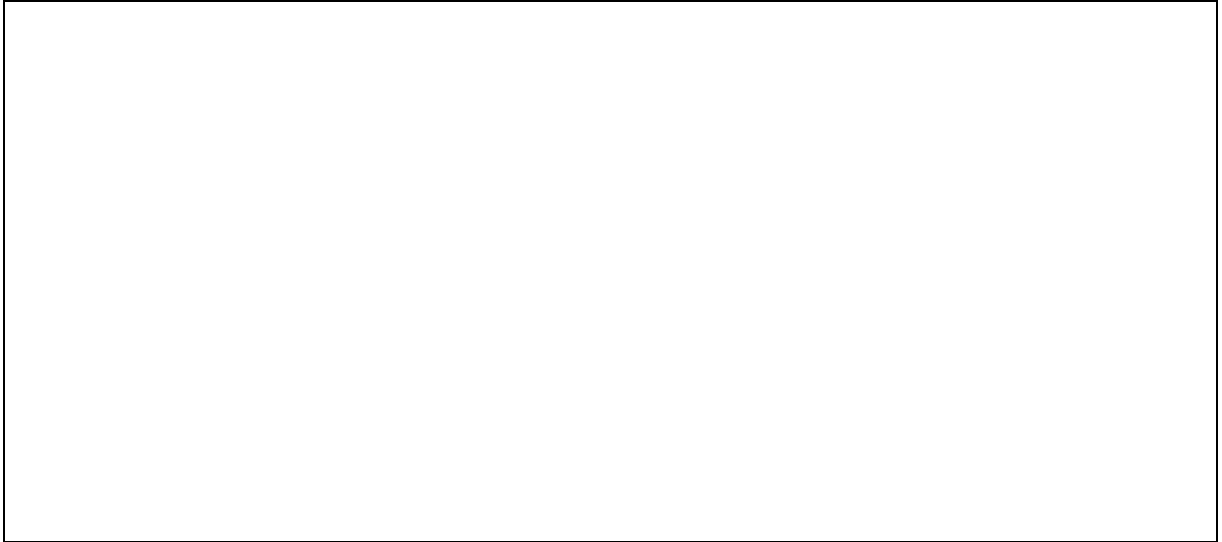


(2) 新たなサービス提供のための取り組み

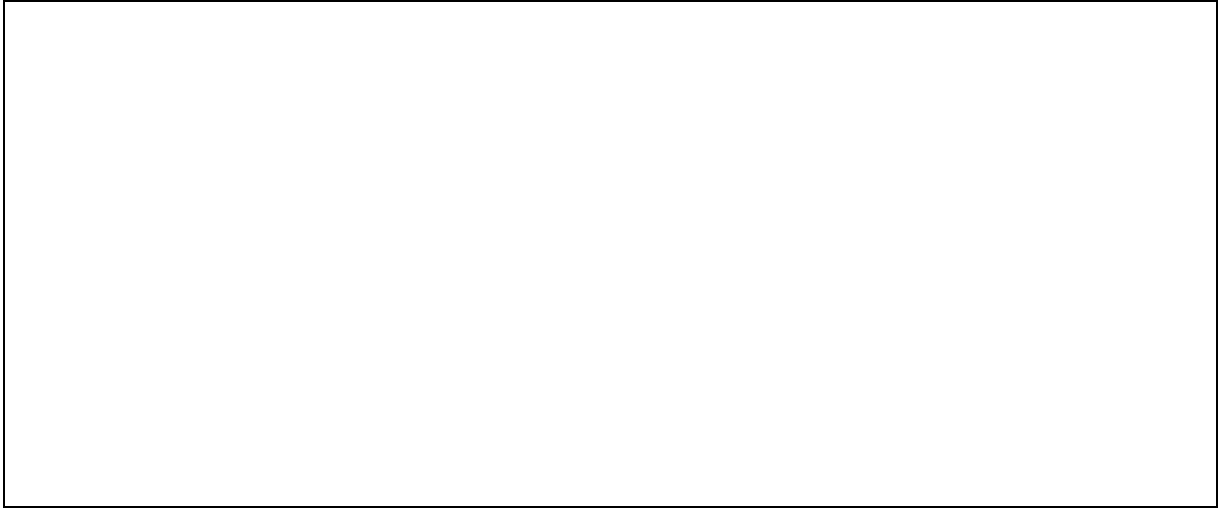
市民サービス向上の試み、新たなサービス提供の試み(受託対象路線に関するもの)



(3) 経営改善に対する取り組み姿勢



(4) 障害者雇用、環境・社会貢献活動等への取り組み



運転士数

社名	
----	--

応募予定エリア名	
----------	--

ア 平日ダイヤ

仕業	出勤時刻	退勤時刻	拘束時分	乗務時分	休憩時分	その他
1		0:00	0:00			
2		0:00	0:00			
3		0:00	0:00			
4		0:00	0:00			
5		0:00	0:00			
6		0:00	0:00			
7		0:00	0:00			
8		0:00	0:00			
9		0:00	0:00			
10		0:00	0:00			
11		0:00	0:00			
12		0:00	0:00			
13		0:00	0:00			
14		0:00	0:00			
15		0:00	0:00			
16		0:00	0:00			
17		0:00	0:00			
18		0:00	0:00			
19		0:00	0:00			
20		0:00	0:00			
21		0:00	0:00			
22		0:00	0:00			
23		0:00	0:00			
24		0:00	0:00			
25		0:00	0:00			
26		0:00	0:00			
27		0:00	0:00			
28		0:00	0:00			
29		0:00	0:00			
30		0:00	0:00			

イ 土曜ダイヤ

仕業	出勤時刻	退勤時刻	拘束時分	乗務時分	休憩時分	その他
1		0:00	0:00			
2		0:00	0:00			
3		0:00	0:00			
4		0:00	0:00			
5		0:00	0:00			
6		0:00	0:00			
7		0:00	0:00			
8		0:00	0:00			
9		0:00	0:00			
10		0:00	0:00			
11		0:00	0:00			
12		0:00	0:00			
13		0:00	0:00			
14		0:00	0:00			
15		0:00	0:00			
16		0:00	0:00			
17		0:00	0:00			
18		0:00	0:00			
19		0:00	0:00			
20		0:00	0:00			
21		0:00	0:00			
22		0:00	0:00			
23		0:00	0:00			
24		0:00	0:00			
25		0:00	0:00			
26		0:00	0:00			
27		0:00	0:00			
28		0:00	0:00			
29		0:00	0:00			
30		0:00	0:00			

ウ 休日ダイヤ

仕業	出勤時刻	退勤時刻	拘束時分	乗務時分	休憩時分	その他
1		0:00	0:00			
2		0:00	0:00			
3		0:00	0:00			
4		0:00	0:00			
5		0:00	0:00			
6		0:00	0:00			
7		0:00	0:00			
8		0:00	0:00			
9		0:00	0:00			
10		0:00	0:00			
11		0:00	0:00			
12		0:00	0:00			
13		0:00	0:00			
14		0:00	0:00			
15		0:00	0:00			
16		0:00	0:00			
17		0:00	0:00			
18		0:00	0:00			
19		0:00	0:00			
20		0:00	0:00			
21		0:00	0:00			
22		0:00	0:00			
23		0:00	0:00			
24		0:00	0:00			
25		0:00	0:00			
26		0:00	0:00			
27		0:00	0:00			
28		0:00	0:00			
29		0:00	0:00			
30		0:00	0:00			

様式 4 - 6

社名		応募予定 エリア名	
----	--	--------------	--

運転士の労働条件

1 基準の勤務条件

基準労働時間				年間公休数 (出勤日数)
乗務時間	休憩時間	その他	拘束時間	
0:00	0:00	0:00	0:00	100日 (265日)

勤務サイクル	【例】○勤□休
--------	---------

2 提案内容

(1) 仕業数

区分	平日		平日 (通学輸送日)		土曜		休日	
提案								
現行契約								

(2) 運転士数の算出根拠

<p>【例】</p> <p>平日仕業数○×241日=○○○</p> <p>土曜仕業数△×50日=△△△</p> <p>平日仕業数□×74日=□□□</p> <p>(○○○+△△△+□□□)÷365日=◇</p> <p>◇×0.00=☆</p> <p>☆+予備▽=★</p>
--

(3) 労働時間

区分	平日		平日 (通学輸送日)		土曜		休日	
	乗務時間	拘束時間	乗務時間	拘束時間	乗務時間	拘束時間	乗務時間	拘束時間
提案								
現行契約								

注：1人1人平均の数値を記入してください。

(4) 走行キロ

区分	平日		平日 (通学輸送日)		土曜		休日	
	営業キロ	回送キロ	営業キロ	回送キロ	営業キロ	回送キロ	営業キロ	回送キロ
提案								
現行契約								

注：1日当たりの数値を記載してください。

企業概要

基準日現在

社名	(フリガナ)
所在地	〒
代表者名	(フリガナ)
設立年月日	
資本構成 (株主一覧)	
一般乗合旅客自動車 運送事業の開始日	
営業所	様式6「営業所概要」に記入してください。
主な事業	

※ 既存の資料があれば、別紙で提出することも可とします。

営業所概要

基準日現在

内 容	営 業 所 別			
名 称				
区 分				
所 在 地				
開所年月日				
従 業 員 数				
在籍車両数				
担当系統数				

※ 観光バス、高速バス等は路線バスとは区分してご記入ください。

※ 既存の資料があれば、別紙で提出することも可とします。